



平成 30 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社システムインテグレータ  
代表者名 代表取締役社長 梅 田 弘 之  
(コード番号：3826 東証一部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 山 田 ひ ろ み  
( TEL. 048-600-3880 )

### 調停の成立に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月期に発生したシステムインテグレーション分野での不採算案件について、顧客（以下、「相手方」）との間で東京地方裁判所において調停による話し合いを進めてまいりましたが、本日、下記のとおり、両社が和解に合意致しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 調停申立てから和解に至るまでの経緯

当社は、平成 30 年 1 月 12 日付『平成 30 年 2 月期第 3 四半期決算短信』の一部追加に関するお知らせで発表しました通り、平成 27 年 2 月期第 2 四半期会計期間において発生したシステムインテグレーション分野における不採算案件について、平成 28 年 8 月 15 日に総額 1,765 百万円の損害賠償を求めて東京地方裁判所に調停を申立て、これに対し相手方より、平成 28 年 8 月 30 日に総額 830 百万円の損害賠償を求めて同様に調停が申し立てられておりました。上記 2 件の調停案件は 1 案件としてまとめられております。

その後、1 年 11 カ月にわたり調停による話し合いを重ねてまいりましたが、平成 30 年 7 月 13 日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で発表しましたとおり、東京地方裁判所調停委員会より和解案の提示がなされました。

当社としては、これ以上長期化させることなく和解案に応じて早期に解決し、事業に専念すべきと判断しておりましたところ、本日、相手方も和解に応じることで合意し、当社が相手方に和解金 145 百万円を支払うことで調停が成立いたしました。

なお、和解条件に基づき相手方の名称や調停内容の公表については、差し控えさせていただきます。

#### 2. 和解の内容

和解金額 145 百万円

なお、本和解については、今後、東京地方裁判所のもとで正式な和解調書の作成がなされた後、当社から相手方に和解金の支払を行うこととなります。

#### 3. 今後の見通し

本和解による和解金 145 百万円については、平成 31 年 2 月期第 1 四半期において和解費用引当金として計上済であり、当期業績への影響はありません。

以上